

理事会 議事録

日時:	令和3年6月12日(土)18:00~19:30
場所:	成田市中央公民館 調理室
理事	出席者 宇野会長、内野副会長、林理事、関谷理事、濱田理事(記) 欠席者 徳永理事
監事	出席者 野原監事
部長等	出席者 青山参与、江角参与、斎藤(顧問会理事長) 吉井(3種)、志村(4種)、坂田(5種選抜)、山田(女子) 肥田(会計)、飯嶋(広報)、前梶(総務) 欠席者 関根(涉外)、古木(技術)、櫻田(2種)
【1】1種	・ナイターリーグ受付開始
【2】2種	・トワイライト 5/25~6/24 中学校参加なし(コロナ対策により)
【3】3種	・第2ブロックサッカー大会 決勝 会場:玉造中
【4】4種	1)5月16日のキッズ・コミット 2)千葉県サッカーU-9選手権5ブロック予選(5月29日、30日 予選リーグ、6月5日 決勝トーナメント) 3)千葉県サッカーU-10選手権5ブロック予選(6月6日、20日) 4)千葉県サッカーU-9選手権5ブロック予選(6月23日、7月3日) 5)U-12 前期リーグ戦、7月4日 関東大会予選 6)7月4日空港周辺大会(運営ヘルプ) 7)6月5日 4種部会(18時、中央公民館) 8)トレセン 4, 5, 6年活動開始 9)ヘディング練習禁止
【5】5種	1)規律委員会報告書(別紙) 2)シニアリーグ戦 6/27より シニア3チームと女子選抜
【6】6種	特になし
【7】審判部	1)6/20 4級審判取得講習会 57名 足立氏講師 2)中学リーグ戦、審判の派遣を依頼される
【8】女子	1)一般リーグ戦 2試合消化 2)成田女子リーグ戦 7/3スタート 参加予定チーム(成田北高、国際高、SSS、シャドースセリーナ、三里塚、日吉台、NFC)
【9】会計	1)一社の銀行口座について 6/10 宇野、濱田、肥田で 千葉信用金庫、千葉銀へ 後日、会長へ連絡がありインタビューを受け、その後口座開設手続き

- 【10】広報
- 1)名刺配布
 - 2)新聞「北総スポーツ」配布 「うなりくんカップ争奪女子サッカー大会」掲載
- 【11】技術
- 特になし
- 【12】顧問会
- 1)1回打合せ、正式発足は未だ
- 【13】事務局
- 1)規約改正について(別紙) 林委員長により報告
- ①規約改正 訂正:役員の定年 70歳までとする。→ 70歳の年度末までとする。
今後の検討事項→正会員の会費が1000円なので誰でも簡単に正会員に
申込した場合は、理事会が承認しない根拠を明確化にする。
 - ②慶弔規定 訂正:弔事の範囲及び基準 第4条
 - (1)死亡弔慰 1)役員等が死亡したとき → 削除
 - 2)配偶者が死亡したとき → 削除
 - (2)疾病見舞い 1)役員等が → 削除
- ③入会申込書 記入日と入会希望日を 一社法人成立日 2021年5月13日とする。
- 2)成田市スポーツ協会より 千葉県サッカー協会への表彰推薦 → 早乙女元会長推薦
- 3)下総プロジェクト 江角参与より:別紙参照
- 4)鹿島アントラーズ フェスティバル 8/15(日)募集 詳細後日
金額と観戦人数を明確にして連絡する。
- 5) 総会審議内容
- ①一般社団法人成田市サッカー協会組織表
氏名修正:肥田達也→達矢、塚本知良→和良、富澤昭男→富澤昭男
 - ②規約、表彰規定、慶弔規定、入会申込書
- 6)次回理事会 令和3年 8月 28日(土)18時より

議事録承認印						
会長	副会長	理事	理事	理事	理事	監事
宇野雅人	内野圭介	林克三	徳永誠克	関谷貴志	濱田義彦	野原俊昭
						

規律委員会

旭FC 年齢詐称登録について

【開催日時】 2021年5月9日

【参加メンバー】 斎藤委員長・宇野会長・林・坂田・関谷（記録）

【違反行為】

五十雀リーグにて旭FCが年齢詐称登録がありました。

江頭 卓也氏 4/22 生年月日 1971年4月10日 50歳で登録申請

他チームからの情報で、年齢が違うのではとあり、確認をしたら48歳と認めました。

五十雀リーグでは、48・49歳はアンダーリーグでの出場となり、アンダーリーグ2名を超えての出場で試合を行っていたという、ルール違反が発生しました。

【処分内容】

旭FCに対し、登録詐称はチームでの重大な違反行為という基に今年度の五十雀リーグは失格・最下位と致します。（違反行為の後で成績を残すことは出来ない。）

残りのリーグ日程の参加は認めるが、フレンドリーとして五十雀リーグルールに則って試合を行うことを求めます。

旭FCの試合記録は全て抹消となります。

令和3年度 第10回成田市50雀リーグ戦(遠藤・アクセス杯)

担当:三里塚FC(2021、2022年度)

前半

	酒々井SC	NK	日吉台SC	公津FC	栄RFC	三里塚FC	シャドーズ	旭FC	勝	引	負	勝点	得点	失点	得失点	順位	試合数	
酒々井SC		7月25日	6月6日	7月11日	4月17日 ○	5月16日 ○	4月24日 ○	4月24日 ○	3	0	0	9	10	2	8	1	3	
NK		7月25日		4月24日 ●	4月17日 △	6月6日 ○	4月24日 ●	5月16日 ○		1	2	1	1	4	-3	7	3	
日吉台SC		6月6日	4月24日 ○		4月24日 ○	7月11日 ○	4月17日 ○	7月25日 ○		3	0	0	9	6	0	6	2	3
公津FC		7月11日 △	4月17日 ○	4月24日 ●		5月16日 ○	4月24日 ○	6月6日 ○		1	1	1	4	2	2	0	4	3
栄RFC		4月17日 ●	6月6日	7月11日	5月16日		7月25日 ○	4月17日 ●		1	0	2	3	2	8	-6	6	3
三里塚FC		5月16日 ○	4月24日 ●	4月17日 ●	4月24日 ●	7月25日 ○		7月11日 ○		1	0	2	3	2	5	-3	5	3
シャドーズ		4月24日 ●	5月16日 ○	7月25日 ○	6月6日 ○	4月17日 ●	7月11日 ○	4月17日 ●		0	0	3	0	0	8	-8	8	3
旭FC		4月17日 ●	7月11日	5月16日	7月25日	4月24日 ○	6月6日 ○	4月17日 ○		2	0	1	6	9	3	6	3	3
	1	3				4	0	4	0									

得点者(前半)

チーム	氏名	4月17日	4月24日	5月16日	6月6日	7月11日	7月25日	計
旭	野口 泰宏		6					6
	江頭		1					1
	大津 英督		1					1
								0
	O.G	1						1

一般社団法人成田市サッカー協会規定

令和3年6月12日

第1条 目的

本規定は一般社団法人成田市サッカー協会の「定款」に基づき、協会運営を円滑に行うために定めるものとする。

第2条 構成組織

定款の第4章役員の理事会を補助するための下部組織として以下の部門及び委員会を配置する。

(付属-1 一般社団法人成田市サッカー協会組織図)

(1) 総務部門

- 1) 総務部:理事会の運営、各部間の調整、事業計画の作成及び報告の取りまとめ
- 2) 広報部:広報活動全般およびホームページの運営
- 3) 会計部:予算案・収支報告書の作成および会計全般

(2) 専門部門

- 1) 渉外・企画部(国際交流部):対外機関との渉外および協力事業・国際交流事業の企画運営
- 2) 技術部:代表チームの選考・招集、技術講習会、指導員講習会等の開催運営および模範試合の招聘

(3) 審判部門

- 1) 審判部会:審判講習会、研修会等の開催、ならびに審判の派遣

(4) 競技部門

各種大会、講習会等の開催および運営

- 1) 1種部会:2種から6種に属さない一般のチームに係わること
- 2) 2種部会:満19才未満の選手によって構成されるチームに係わること
- 3) 3種部会:満16才未満の選手によって構成されるチームに係わること
- 4) 4種部会:満13才未満の選手によって構成されるチームに係わること
- 5) 5種部会:満40才以上の選手によって構成されるチームに係わること
- 6) 6種部会:フットサル競技の運営および企画全般に係わること
- 7) 女子部会:女子の選手によって構成されるチームに係わること

第3条 部門役員

(1) 各部門(総務部門、専門部門、審判部門、競技部門)には以下の部門役員を配置する。

- ① 部長 1名
- ② 副部長 若干名
- ③ 委員 若干名

第4条 部門役員の選任等

- (1) 各部門役員は、各部会で選任され、担当理事が承認した者とする。
- (2) 部門役員の選出等については各部門の規定に定めるものとする。

第5条 部門運営等

部門内の運営方法等については各部門の規定に定めるものとする。

第6条 規律委員会

- (1) 規律委員会は、本協会活動に係る違反行為について、調査および審査し、懲罰を決定する。
- (2) 懲罰基準は、原則として公益財団法人日本サッカー協会「懲罰規定」に準じる。

第7条 規律委員会の構成

- (1) 規律委員会は、委員長および副委員長他、若干名の委員をもって構成する。
- (2) 委員長、副委員長および委員は、理事会にて本協会会員の中から選出し会長が任命する。
- (3) 外部有識者は、サッカーに関する知識、または学識を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- (4) 委員長および委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 規律委員会の決議等

- (1) 規律委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- (2) 規律委員会は、3名以上の出席がなければ、会議を開き、議決することはできない。
- (3) 出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合のときは委員長が決することとする。
- (4) 議事について議事録を作成する。

第9条 会計及び会費

- (1) 会費について
 - 1) 正会員会費 : 1,000円/年
 - 2) 一般会員会費 : 20,000円/年、ただし2種3種会員は会費を免除する。
 - 3) 賛助会員 : 10,000円/1口
- (2) 登録費など
 - 1) 協会個人登録費 : 1,500円/年
但し、2種、3種、4種の選手及び女子部は個人登録費の対象から除外する。他、期中に発生する追加登録費は該当部門の収入とする。)
- (3) その他（協賛金、寄付等）
- (4) 会費は年度初めに一般社団法人成田市サッカー協会に振り込むものとする。
尚、指定期日までに納入されない場合は会員登録の抹消がある。
- (5) 各部門は当協会からの活動に係わる収支報告は年度末までに会計部に提出しなければならない。

第10条 役員の定年制

- (1) 役員および各部門の部長は定年制を設け、年齢を満70歳の年度末までとする。

第11章 付 則

- (1) 本規定の改廃については各部門からの要望に基づき担当理事が理事会へ提議し、審議・決議するものとする。
- (2) 本規定は、令和3年6月12日より有効とする。

一般社団法人成田市サッカー協会表彰規定

目的

第1条

本規定は、一般社団法人成田市サッカー協会（以下「協会」という）の発展に寄与した個人及び団体に対する褒賞に関する必要な事項を定める。

対象者

第2条

協会が行う表彰の対象者は次のとおりとする。

- (1) 協会役員と各部部長に該当する者
- (2) その他、協会の運営に多大な貢献をした者

表彰事項

第3条

前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰する。

- (1) 永年にわたり協会の運営に貢献したとき
- (2) 選手の指導・育成に顕著な貢献をしたとき
- (3) 審判員として永年にわたり協議運営に貢献したとき
- (4) その他、理事会が必要と認めたとき

表彰の区分

第4条

表彰の区分は次のとおりとする。

- (1) 功労賞
 - 1) 指導者または審判員等として地域サッカーの振興に貢献し、その功績が顕著と認められた者
 - 2) 全国大会出場、県大会優勝またはこれらに準じる成績を挙げたチーム
 - 3) 協会関係団体または個人で、協会事業に貢献した者
 - 4) その他、理事会が必要と認めた者
 - 1) 役員等が 15 日間を超える疾病の状況にあるとき 5,000円
- (2) 感謝賞
 - 1) 協会の会長、副会長、監事、理事及び各専門役員、各競技部役員として地域サッカーの振興に貢献し、その功績が顕著と認められた者
 - 2) 協会に対し相当な寄付のあった個人または団体
 - 3) その他、理事会が必要と認めた者

表彰の方法

第5条

表彰は表彰状を授与し、これを行う。ただし、記念品等を加えることができる。

表彰者の決定

第6条

表彰者の決定は理事会において行う。

表彰の時期

第7条

表彰の時期及び場所は理事会において決定する。

規約の改正

第8条

本規定の改廃は理事会の議決を経て、これを行う。

付則

1. 本規定は令和3年6月12日により施行する。

一般社団法人成田市サッカー協会慶弔規定

目的

第1条

本規定は、一般社団法人成田市サッカー協会（以下「協会」という）の役員等の相互の親睦及び連絡を保つために慶弔に関する必要な事項を定める。

適用範囲

第2条

本規定の適用を受けるものは次のとおりとする。

- (1) 協会役員と各部部長に該当する者
- (2) その他、理事会が必要と認める者

慶事の範囲及び基準

第3条

協会役員等が、日本サッカー協会表彰、千葉県サッカー協会表彰、自治体首長及びこれらに準じる栄誉を浴したときとする。

前項において、祝賀会を開催し、記念品を贈呈することができる。

弔事の範囲及び基準

第4条

- (1) 死亡弔慰

20,000円またはこれに相当する生花

- (2) 疾病見舞い

15日間を超える疾病の状況にあるとき 5,000円

- (3) 前各号のほか特に必要と認めるときは、理事会において協議し決定する他、緊急を要する場合は、会長により判断し、後日、理事会にて追認とする。

その他

第5条

本規定の適用を受けた者は、慣習による返礼を行わない。

規約の改正

第6条

本規定の改廃は理事会の議決を経て、これを行う。

付則

1. 本規定は令和3年6月12日により施行する。

一般社団法人成田市サッカー協会 入会申込書

2021 年 5 月 13 日

一般社団法人 成田市サッカー協会 会長殿

貴会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

入会後は、一般社団法人成田市サッカー協会の定款及び各規程を遵守いたします。

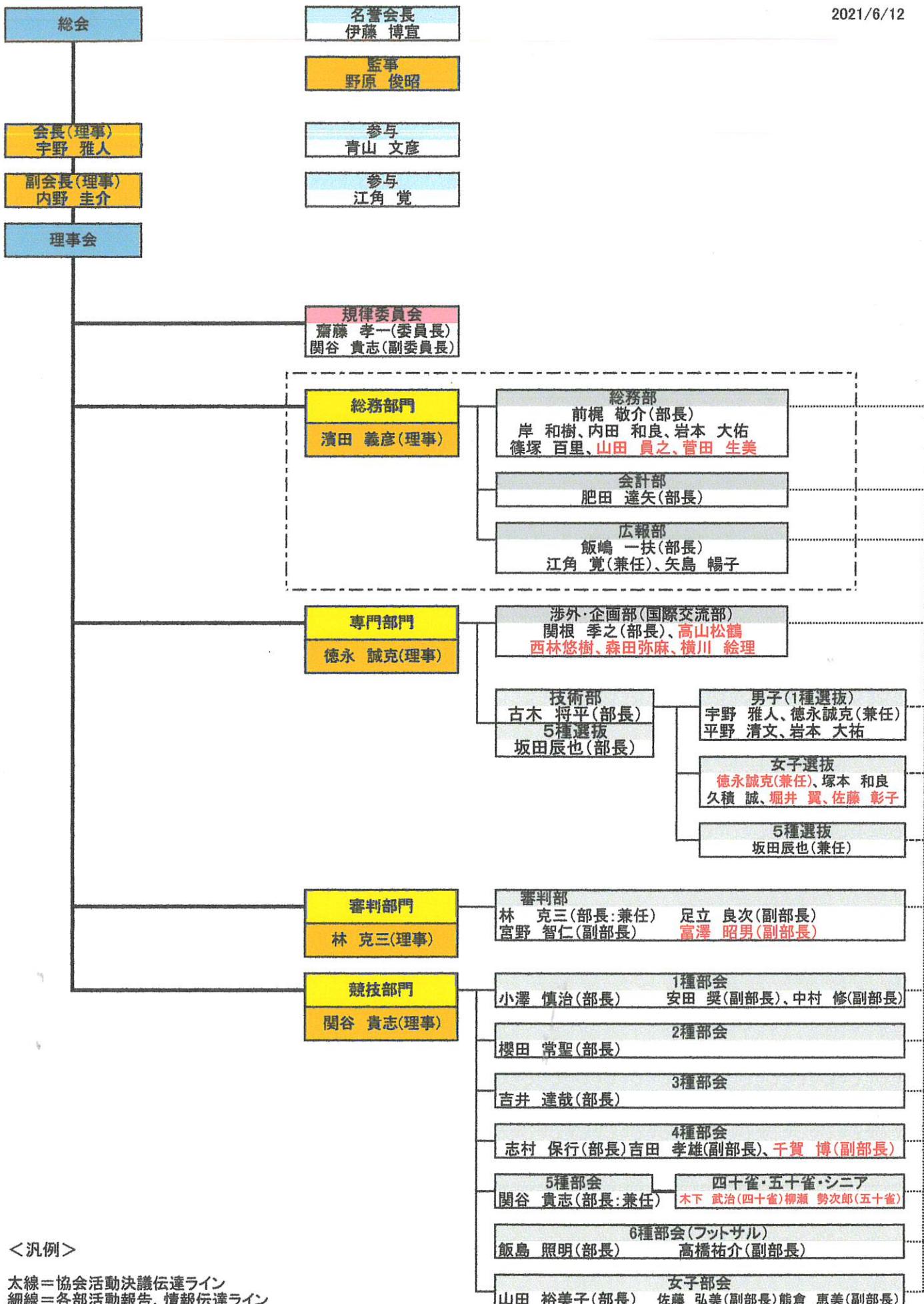
ふりがな	
個人・団体名	
所在地	〒
電話番号	
メールアドレス	
ふりがな	
代表者氏名	

ふりがな	
事務連絡者	
電話番号	
メールアドレス	

入会希望日:	2021 年 5 月 13 日	
会員の種類・区分:	正会員 <input checked="" type="radio"/>	賛助会員 <input type="radio"/>
(いずれかに○)	一般会員 <input type="radio"/>	名誉会員 <input type="radio"/>
備考	会費金額:成田市サッカー協会の会費規定に基づく 会員更新:退会の意思表示がないときは、更に1年間自動的に継続延長いたします。	

成田市サッカーグラントの整備・改善に関する要望について計画書(ロードマップ)

令和3年度(2021年度) 一般社団法人成田市サッカー協会 組織図



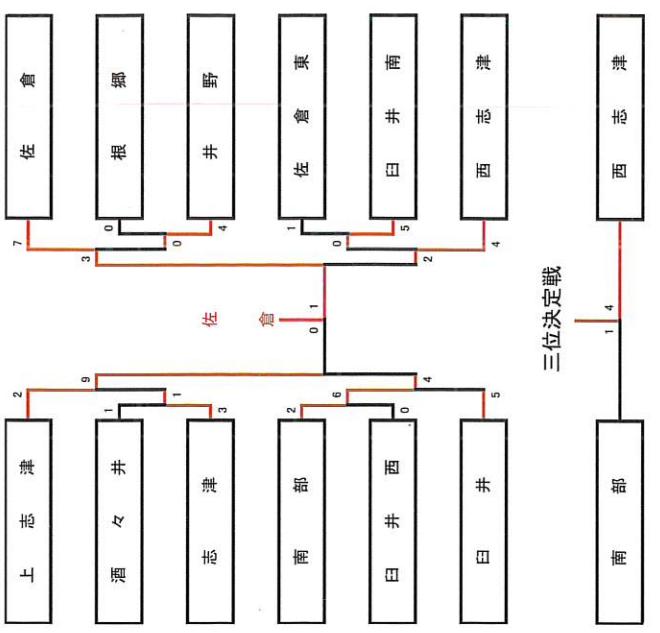
左倉中接戦制しゝ、
准備勝は上志津中

第三回プロ野球中学校選手権



上志津倉佐

見事優勝の佐倉中二
二と準優勝の上志津



上	志	津	倉	佐
0	0	0	0	0
0	0	0	1	0
0	0	0	0	X
0	0	0	0	1

第5回 うなりくんカップ争奪女子サッカー大会

14歳～50代のぶっつけ本番チーム ALL成田が優勝!



黒口（瑞）がナイスキープ≡電脳戦



成田女子サッカーの実力を見せたぶつつけ本番チーム「ALL 成田」

第38回佐倉市春季市民ソフトボール



男子十座イーハー^ス 女子はく十代アリヤー

男子Vの上座イーグルス=土=と女子Vの八千代ユニイー

語文研究